

令和 3 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 5）

堺 市

目 次

	頁
報告第 5 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の 報告について……………	3

令和3年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和3年2月17日

堺市長 永藤英機

報告第 5 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の
報告について

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根拠]

地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 21 号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 専決について

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

令和3年2月10日

堺市長 永藤英機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第27項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。

(専決第 21 号説明資料)

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行するものであること。

**令和3年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その5）**

令和3年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-20-0107